写

下田地区消防組合条例第２号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年２月21日

下田地区消防組合
管理者　下田市長

下田地区消防組合条例第２号

下田地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下田地区消防組合職員の給与に関する条例（平成25年下田地区消防組合条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２の４級の項中「係長」を「分署長、係長」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。